

医療ツーリズム推進に向けた愛知県からの規制改革提案 ～2019.10.18WGを踏まえて～

R1.11.25WGヒアリング 愛知県提出
②医療ツーリズムの推進のための医療滞在
ビザ発給迅速化等について

WGでの各省庁からの主な意見

- テロリスト等の入国を防ぐ水際対策のため、一定程度の審査期間が必要だが、愛知県が提案する一定の経済力を有することを証明する書類の提出を省略できないか検討したい。〔外務省〕
- 短期滞在の期間延長等が認められるケースについて、病名での記載は難しいが、人道上やむを得ない事情を明確化し、公表できないか検討したい。〔法務省〕

WGでの有識者委員からの主な意見

- 早急な治療が必要で、例えば、特定機能病院の医師と患者との合意があり、治療計画を出した場合に限り、即刻ビザを発給してもよいのではないか。
- 特定の医療機関が、早急な治療が必要と認めるのであれば、そこから先は役人が口を出す話ではない。
- 医療機関が基本的に治療の必要性を決定する責任を持つことや、患者の経済力については身元保証機関が責任を持つ方向で検討してほしい。
- 医療滞在ビザの有料化による優先審査も検討してほしい。



必要な規制緩和のイメージ

特区が指定する病院（特定医療機関）が、早期治療の必要性を判断し、外国人患者と治療内容等についての合意のもとに、治療計画書（要早期治療確認書）を作成するとともに、特定医療機関又は身元保証機関が外国人患者の経済力を確認した場合、医療滞在ビザの即日発給や短期滞在の期間延長を可能とする。

WG有識者委員の発言を踏まえたスキームの検討（案）

- ◎ 早期治療の必要性等を確認する医療機関の特定
⇒ **国の各省庁（内閣府、法務省、外務省、厚生労働省等）と愛知県との協議により「特定医療機関」を指定**

【特定医療機関】の指定基準や要件のイメージ

- ① 外国人患者受入れ医療機関認証制度(JMIP)の認証
- ② 特定機能病院
- ③ ①、②以外で、専門性が高く、かつ技術の高い医療を提供できる医療機関

- ◎ 本人確認、早期治療の必要性、患者本人と医療機関との合意、治療計画
⇒ **「特定医療機関」が発行する「要早期治療確認書」**

【要早期治療確認書】の内容のイメージ

- ① 患者本人の個人情報（現住所等）
- ② 過去1週間以内に特定医療機関等において検診を受診した証明
- ③ 早期に治療が必要であると判断した理由
- ④ 患者本人と特定医療機関との合意（治療内容、治療費、治療費の事前支払い等）
- ⑤ 治療計画

WG有識者委員の発言を踏まえたスキームの検討（案） 続き

◎ 外国人患者の経済力の確認

⇒ **特定医療機関又は身元保証機関による患者の経済力の確認の徹底**

経済力の確認のイメージ

- ① 「要早期治療確認書」において、外国人患者と医療機関での治療費、治療費の事前支払いの合意の確認や、身元保証機関においても外国人患者への確認を徹底。

◎ 有料化による医療滞在ビザの優先審査

⇒ **在外公館への外国人患者のオンライン申請を可能とし、その審査を有料化**

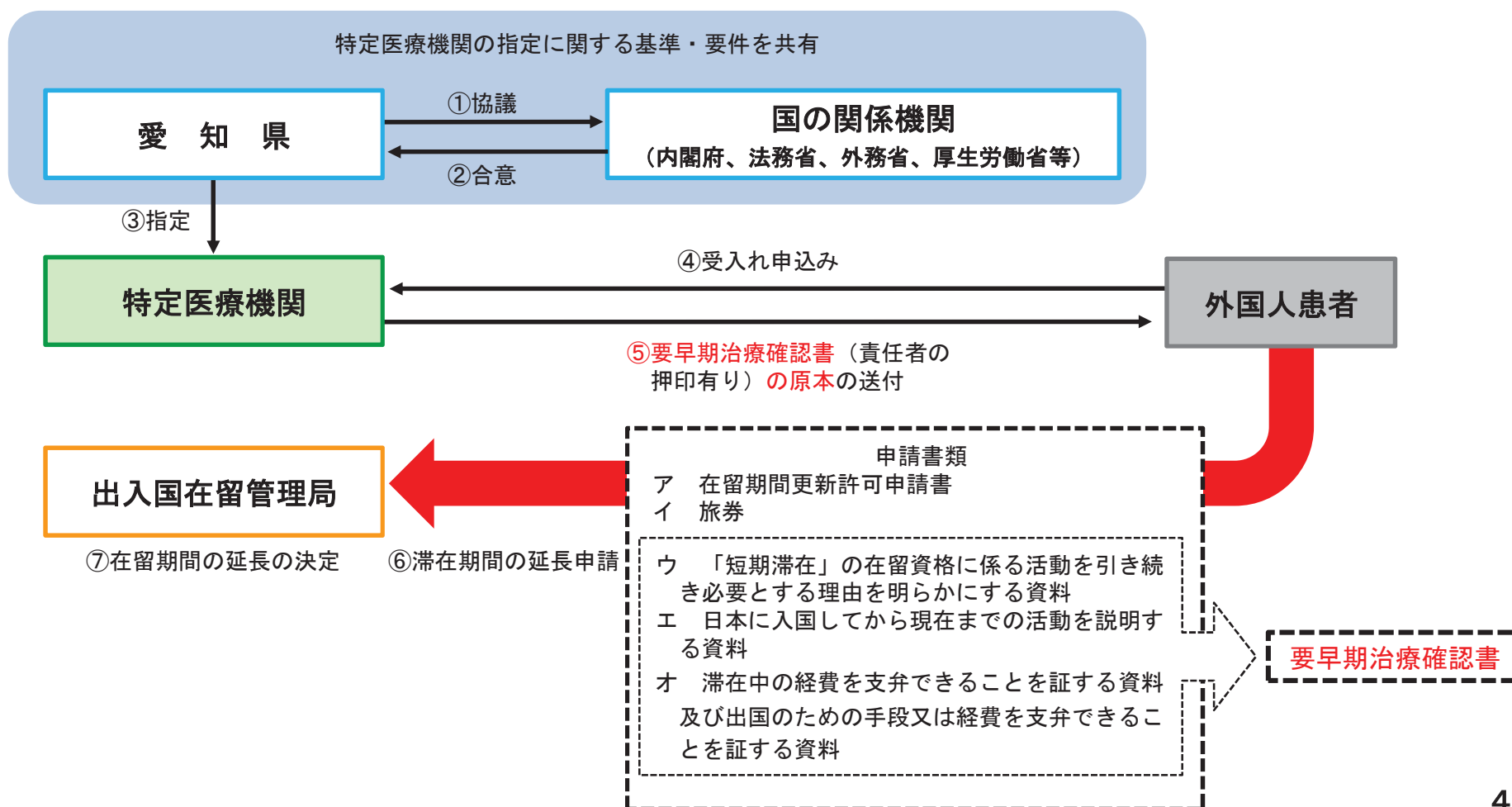
外国人患者から在外公館へのオンライン申請のイメージ

- ① 外国人患者からの依頼を受け、身元保証機関が「特定医療機関」へ受入れを申込み
- ② 「特定医療機関」から「要早期治療確認書」等の書類を身元保証機関に送付
- ③ 身元保証機関から「要早期治療確認書」の書類の写し等を外国人患者に送付
- ④ 外国人患者から在外公館へオンライン申請（有料による優先審査を希望）
- ⑤ 在外公館は、有料による優先審査を実施し、医療滞在ビザを即日発給

短期滞在の期間延長の具体的なスキーム（案）

中国人患者を想定。
他国からの場合もこれに準ずる。

国との協議を経て県が指定した「特定医療機関」が発行する、早期に治療する必要性等を記載した「要早期治療確認書」を、外国人患者が添付し、出入国在留管理局に短期滞在の期間延長を申請した場合、申請を受理した出入国在留管理局は、期間延長の決定を行う。



医療滞在ビザ発給迅速化の具体的なスキーム（案）

中国人患者を想定。
他国からの場合もこれに準ずる。

国との協議を経て、県が指定した「特定医療機関」が、早期に治療する必要がある外国人患者に係る「要早期治療確認書」を在外公館に提出した場合、手続きの簡素化※¹や申請書類の簡素化※²により、ビザの申請を受理した在外公館はできる限り迅速な審査を行い、即日発給を目指す。

